

多賀城市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年6月23日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
総務部
- 2 監査結果の報告日
令和5年5月24日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和5年6月14日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和5年4月19日
3 監査対象部署	総務課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 個人情報の取扱いについて 業務委託契約において、業務完了後に個人情報返却・廃棄届が提出されていないものがあった。</p> <p>(詳細) 多賀城市職員定期健康診断業務委託において、個人情報の取扱いがあるが、業務完了後に個人情報返却・廃棄届が提出されていない。</p>	<p>(原因) 継続して同じ業者に依頼しているため、年度終わりに個人情報の破棄は行っておらず、また、健診結果等の保存期間が安全衛生法上において5年間とされているものの、国の指導によりできる限り長期間、健診データを保存し参照できることが望ましいとの見解があったため、個人情報返却・廃棄届の提出を求めていなかったもの</p> <p>(講じた措置の内容) 個人情報の取扱いについて、相手方と十分に協議調整の上、個人情報返却・廃棄届を提出させる予定である。</p> <p>(再発防止策) 次年度以降の契約締結に当たっては、契約書上の個人情報取扱特記事項の記載方法を改め、運用面及び個人情報保護の観点の両方を適切に管理できるように再発防止に努める。</p>	R5. 5. 25
2	指導	<p>(2) 公用車運行日誌について ア 所属長の確認印がないものがあった。</p> <p>(詳細) 公用車運行日誌について、以下の誤りがあった。 ・公用車運行日誌について、所属長の確認印がないもの</p>	<p>(原因) 確認後の押印漏れによるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 押印完了</p> <p>(再発防止策) 今後は、所属長及び担当者が確認し、押印漏れを防止する。</p>	R5. 4. 19
3	指導	<p>(2) 公用車運行日誌について イ 運行前、運行後の酒気帯び確認印がないものがあった。</p> <p>(詳細) 公用車運行日誌について、以下の誤りがあった。 ・運行前、運行後の酒気帯び確認印がないもの</p>	<p>(原因) 確認後の押印漏れによるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 押印完了</p> <p>(再発防止策) 今後は、所属長及び担当者が確認し、押印漏れを防止する。</p>	R5. 4. 19
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年4月20日
- 3 監査対象部署 地域コミュニティ課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指摘	<p>行政財産使用料の算定額に誤りがあった。）</p> <p>(詳細) 市民活動サポートセンター用地使用料の算出において、第2種電柱1本につき1,100円で計算すべきところを、1,000円で計算していた。</p>	<p>(原因) 使用料算定時の積算誤り。また、使用期間を多賀城市公有財産規則（昭和47年多賀城市規則第12号）第22条の4ただし書の規定に基づき3年間で許可していたため、令和2年度から令和4年度まで同額で積算していた。</p> <p>(講じた措置の内容) これまで3年間で使用許可していたものを、令和5年度以降は単年度で許可することとし、毎年行政財産使用料に変更がないかを財政課に確認する。</p> <p>(再発防止策) 今後は、複数の職員による確認作業を徹底するなどし、事務処理のチェック機能を適正に働く体制の確保を図り、適正な財産管理に努める。</p>	R5. 4. 21
2	指摘		<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
3		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和5年4月26日
3 監査対象部署	危機管理課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>(1) 個人情報の取扱いについて 業務委託契約において、個人情報の取扱いがないにもかかわらず、取扱いがあるものとして契約が行われているものがあつた。</p> <p>(詳細) 「災害情報一斉配信システム構築業務委託」で個人情報の取扱いがあるが、個人情報返却・廃棄届出書の提出がない。実際は個人情報の取扱いが無い業務だったが、条項を削除していなかった。</p>	<p>(原因) 契約時には個人情報の取扱いを考慮し「有り」としていたが、業務の実態としては個人情報の取扱いは無かつた。</p> <p>(講じた措置の内容) 結果として個人情報取扱特記事項の規定は適用されなかつた旨の記載のある完了報告書と差し替えた。</p> <p>(再発防止策) 事前に個人情報取扱いの有無の確認を徹底し、取扱わないことが確定している場合は契約書から当該規定を削除する。</p>	R5. 4. 26
2	指導	<p>(2) 決裁処理について 文書管理規程に基づく文書審査を受けていないものがあつた。</p> <p>(詳細) 「津波・洪水ハザードマップ作製業務委託」の変更の起案において、副市長決裁であり、総務課の文書審査が必要であるが、文書審査がされていない。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 押印完了</p> <p>(再発防止策) 今後は、課長、課長補佐、係長及び担当者が確認し、押印漏れを防止する。</p>	R5. 4. 26
3	指導	<p>(3) 公印照合について 起案文書において、公印照合者及び公印押印者の押印がないものがあつた。</p> <p>(詳細) 「自主防災組織団体活動事業費補助金」「消防団幹部会運営補助金」の金額の確定について、市長名で通知しているが、当該起案の公印照合欄及び押印欄にそれぞれ照合者と押印者の押印が無い。</p>	<p>(原因) 確認不足によるもの</p> <p>(講じた措置の内容) 押印完了</p> <p>(再発防止策) 今後は、課長、課長補佐、係長及び担当者が確認し、押印漏れを防止する。</p>	R5. 4. 26
4		(詳細)	<p>(原因)</p> <p>(講じた措置の内容)</p> <p>(再発防止策)</p>	

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1 監査の種類	定期監査
2 監査実施日	令和5年5月9日
3 監査対象部署	市民課
4 措置内容	

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	(1) 合議について ア 副市長決裁の起案について、予算規則に基づく企画経営部長の合議がないものがあった。	(原因) 確認不足によるもの	R5. 6. 7
		(詳細) 「戸籍事務内連携のための機能の整備に係るシステム改修業務」の委託実施起案について、副市長専決のもので、財政課長を経て企画経営部長に合議すべきところ、企画経営部長の合議がされていなかった。	(講じた措置の内容) 令和4年度の企画経営部長に、合議が漏れていたことを説明し、押印いただいた。	
		(再発防止策) 令和5年度からは電子決裁のため、回議する際に、担当職員だけでなく、その他の職員も決裁ルートを確認し、合議漏れがないことのチェックを行う。		
2	指導	(1) 合議について イ 委託契約に係る起案について、契約担当課長の合議がないものがあった。	(原因) 確認不足によるもの	R5. 6. 7
		(詳細) 「窓ロスピーカー付属機器保守点検業務」「レジスター保守点検業務」の委託契約起案について、財政課長の合議がされていなかった。	(講じた措置の内容) 契約の手引きを確認し、令和3年度の市民経済部長、次長及び契約担当課長に、回議・合議が漏れていたことを説明し、押印いただいた。	
		(再発防止策) 令和5年度からは電子決裁のため、回議する際に、担当職員だけでなく、その他の職員も決裁ルートを確認し、合議漏れがないことのチェックを行う。		
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	